

実績評価書

(厚生労働省3(X-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること(施策目標X-1-1) 基本目標X:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <p>1. 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。加えて、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者(前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など)に対し、年金に上乘せして年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図る。</p> <p>2. 政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて、計画的に公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としている。</p> <p>令和元年(2019)年度からは、第3期中期目標(対象期間:平成31年4月1日～令和6年3月31日)及び中期計画に基づいて業務を実施している。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	1	<p>終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えるため、持続可能な公的年金制度等を構築することが課題である。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	2	<p>公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、国民生活の安定に寄与することが課題である。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する。</p>		<p>社会経済の変動に対応し持続可能な公的年金制度等を構築するためには、継続的な検証及び改善が必要なため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>公的年金制度の適切な事業運営を図る。</p>		<p>国民生活の安定に寄与するためには、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことが必要なため。</p>			
<p>区分</p>	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
<p>当初予算(a)</p>	49,507,848,810	50,178,839,425	51,490,242,847	52,309,844,480	52,788,344,593	
<p>補正予算(b)</p>	0	0	-574	-4,451		
<p>繰越し等(c)</p>	-828,140	248,281	46,900	0		
<p>合計(a+b+c)</p>	49,507,020,670	50,179,087,706	51,490,289,173	52,309,840,029		
<p>執行額(千円、d)</p>	47,539,159,732	48,096,636,332	48,831,653,165	48,862,900,632		
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	96.0%	95.8%	94.8%	93.4%		
<p>施政方針演説等の名称</p>	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
<p>成長戦略実行計画(閣議決定)</p>	令和元年6月21日		<p>第1章 (4)人の変革 ④多様な働き方の拡大のインフラ整備 多様な働き方の拡大に対応するため、勤労者皆社会保険の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大を進める必要がある。</p>			
<p>骨太の方針2019(閣議決定)</p>	令和元年6月21日		<p>第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (2)主要分野ごとの改革の取組 ①社会保障 (多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等) 高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度※の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。(略) 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行いつつ、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。(略) ※被用者保険の更なる適用拡大</p>			
<p>全世代型社会保障検討会議中間報告</p>	令和元年12月19日		<p>第2章 1. 年金 人生100年時代を迎え、働き方やライフスタイルが多様化する中で、年金制度においても、多様な就労への対応、より長く働くことへの支援、自らの選択によって高齢期の経済基盤の充実を図ることができるための環境整備を進める。このため、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。 (2)厚生年金(被用者保険)の適用範囲の拡大 (略) 以上を踏まえ、今回の改正では、50人超規模の企業まで厚生年金(被用者保険)の適用範囲を拡大することとする。スケジュールについては、2024年10月に50人超規模の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるため、2022年10月に100人超規模の企業までは適用することを基本とする。(略) あわせて、短時間労働者への適用要件のうち、1年以上の勤務期間要件は、実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用する。 また、5人以上の個人事業所のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業について、適用業種に追加する。</p>			

測定指標	<p>指標1 平成28年年金改革法・受給資格期間短縮法・年金生活者支援給付金の支給に関する法律の円滑な施行(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑳】</p>	指標の選定理由	<p>・平成28年に成立した年金改革法は、将来世代の給付水準を確保するものであり、若い世代の年金制度への信頼が高まることで、安心して、今の高齢者の年金を支えていただけることとなり、制度の持続可能性も高まる。その法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行うことは、持続可能な公的年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p> <p>・無年金者の問題は、かねてより年金制度の課題の一つとして指摘されており、社会保障・税一体改革において、無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、諸外国の例も考慮し、受給資格期間を25年から10年へ短縮することとしたものである。平成28年に成立した受給資格期間短縮法は、受給資格期間の短縮は消費税率の10パーセントへの引上げ時に行うこととしていたが、消費税率引上げの延期を決定する中で、無年金の問題は喫緊の課題であることから、できる限り早期に実施すべきと判断し、平成29年8月1日施行としたものである。この法律は、年金制度への信頼を高めることにつながるものであり、円滑な実施は重要な意義をもつため、当該指標を選定した。</p> <p>・年金生活者支援給付金制度は、令和元年10月の消費税率の10パーセントへの引上げ時に合わせて、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者に対し、年金に上乗せして支給するものである。低年金・低所得の高齢者の方への対策については、社会保障全体で総合的に取り組むこととしており、年金生活者支援給付金はその一環として取り組むものであって、円滑な実施は重要な意義をもつため、当該指標を選定した。</p> <p>(参考)平成28年度実績:平成28年年金改革法、受給資格期間短縮法の成立</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	円滑な施行に向けた法令整備	○	○
		必要な法令の整備を行った	必要な法令の整備を行った	必要な法令の整備を行った	必要な法令の整備を行った	必要な法令の整備を行った				
	<p>指標2 令和元年財政検証の実施、および検証結果等を踏まえた制度改正の実施、令和2年年金改正法の円滑な施行(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑳】</p>	指標の選定理由	<p>・財政検証は、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の収支見通しやマクロ経済スライドの調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証するものであり、国民の信頼を高めることにつながる。また、検証結果を踏まえて必要な検討を行うことは、持続可能な年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p> <p>・令和2年年金改正法は、令和元年財政検証を踏まえ、社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るものであり、その法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行うことは、持続可能な公的年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度		
-		-	-	財政検証の実施	財政検証の結果等を踏まえた必要な検討の実施、法令整備	必要な法令整備	円滑な施行に向けた法令整備	○	○	
			財政検証を実施し(8月公表)、必要な検討を行った	令和2年年金改正法が国会で成立し、その施行のため政省令の整備を行った	令和2年年金改正法の施行のため政省令の整備を行った					
<p>【参考】指標3 年金教育の実施</p>	実績値									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		3,650回	3,993回	3,834回	2,125回	3,077回				

測定指標	指標4 国民年金の現年度納付率 (アウトプット)	指標の選定理由	<p>国民年金保険料の納付率を向上させることが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和3年度の目標値としている。</p> <p>※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。</p> <p>※出典: 日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</p> <p>(参考) 平成27年度実績: 63.4%、平成28年度実績: 65.0%</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	65.0%	前年度実績から1.0ポイント以上(66%)の水準	前年度実績から1.0ポイント以上(67.3%)の水準	前年度実績から1.0ポイント以上(69.1%)の水準	前年度実績から1.0ポイント以上(70.3%)の水準	前年度実績を上回り令和元年度から2.0ポイント程度(71.6%)の水準	前年度実績を上回り令和元年度から2.0ポイント程度(71.6%)の水準	○	○	
		66.3%	68.1%	69.3%	71.5%	73.9%				
	指標5 厚生年金保険等の適用の状況 (アウトプット)	指標の選定理由	<p>厚生年金保険の適用される事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和3年度の目標値としている。</p> <p>※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。</p> <p>※出典: 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</p> <p>(参考) 平成27年度実績: 92,550事業所、平成28年度実績: 115,105事業所</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	115,105	(1)適用目標事業所数: 80,000事業所 (2)適用目標被保険者数: 215,000人	(1)適用目標事業所数: 87,500事業所 (2)適用目標被保険者数: 196,500人	適用目標事業所数: 80,000事業所	適用目標事業所数: 82,000事業所	適用目標事業所数: 88,000事業所	適用目標事業所数: 88,000事業所	○	○	
		(1)適用事業所数: 99,064事業所 (2)適用被保険者数: 228,970人	(1)適用事業所数: 100,727事業所 (2)適用被保険者数: 200,155人	91,342事業所	99,682事業所	104,225事業所				
	指標6 年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」)の達成率 (アウトカム)	指標の選定理由	<p>年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所用品数をサービススタンダードとして定め、その達成状況の改善に取り組むことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和3年度の目標値としている。</p> <p>※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。</p> <p>※出典: 日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</p> <p>(参考) 平成27年度実績: ①94.1% ②90.1%、平成28年度実績: ①95.9% ②91.7%</p>							
目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		同上								
基準値		年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
平成28年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度			
①95.9% ②91.7%	90%	90%	90%	90%	90%	90%以上	○	○		
(①高齢厚生年金 ②障害厚生年金)	①88.2% ②85.0%	①92.2% ②88.5%	①95.3% ②90.0%	①97.4% ②75.4%	①97.9% ②95.7%					

測定指標

指標7 「ねんきんネット」のID取得件数 (アウトプット)	指標の選定理由	令和3年7月に改善されたマイナポータル経由での「ねんきんネット」の新規利用拡大を図るため、年金事務所等における利用勧奨を行っていく。 また、アクセスキーの発行強化などの取組を引き続き推進するとともに、「ねんきんネット」本体画面のユーザビリティや見やすさの改善及びスマートフォン対応の拡充等による機能強化・利便性向上を進めることで、利用者及び利用回数の増加を図っていく。 (参考)平成27年度実績:418万件、平成28年度実績:457万件							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	457万件	前年度比20%増(548.4万件)	前年度比20%増(632.4万件)	前年度の増加実績(95万件)を上回る取得件数	前年度の増加実績(107万件)を上回る取得件数	「ねんきんネット」の利用拡大を図る(ID取得件数)	「ねんきんネット」の利用拡大を図る	○	○
	527万件	622万件	729万件	860万件	997万件				
指標8 未統合記録(5095万件)の解明件数 (アウトプット)	指標の選定理由	未統合記録の解明・統合に向けて様々な取組を進めてきたところであり、その解明件数を目標として定めるもの。目標値については、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和3年度の目標値としている。※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html (参考)平成27年度実績:3,110万件、平成28年度実績:3,145万件							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	3,145万件	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	○	○
	3,192万件	3,234万件	3,272万件	3,301万件	3,321万件				
指標9 保管文書1箱あたりの単価 (アウトカム)	指標の選定理由	国民の年金給付に結びつく大量な文書を適切に保管するにあたり、1箱あたり単価を削減することで事務費コストを抑制し適正な事業運営に資することから指標として選定し、平成28年度比で10%削減することを目標値としている。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	930円	-	-	平成28年度比で10%削減	平成28年度比で10%削減	平成28年度比で10%削減	平成28年度比で10%削減(837円)	○	△
	-	737円	790円	886円	887円				
指標10 20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数 (アウトカム)	指標の選定理由	従来は、20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数が、長い方で60日程度かかるケースが生じていたが、令和元年10月から20歳到達者について、届出勧奨を行わずに最初から職権適用を行うことにより、当該期間を長い方で14日程度まで短縮することを目標値とする。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成29年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	60日	-	-	14日	14日	14日	納付書の送付を14日程度まで短縮	○	○
	60日	60日	14日	14日	14日				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ（令和4年8月26日開催）で議論いただいたところ、以下の3点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p>
	<p>【達成目標1について】</p> <p>① 課題1として記載されている「持続可能な公的年金制度等を構築すること」という内容に対し、測定指標1は「必要な法令の整備」が目標となっているが、政策評価のロジックモデルとして妥当なのか。</p> <p>② 持続可能な公的年金制度の構築という達成目標に対しては、年金に対する国民の不安を解消し、国民の理解を得ていくことが重要であると考えられる。そのため、参考指標3として記載している、年金教育の実施回数に関して、財政検証結果を分かりやすく伝えることや、高校の「公共」の授業で年金教育が始まったので、高校に対する情報提供等を必要な法令整備に替えて指標にできないか。</p> <p>③ 基本目標⇒施策大目標⇒施策目標というように、基本目標から施策目標に目標に落とし込まれるはずだが、現状では、施策目標よりも施策大目標の方が具体性がある記載となっている。評価方式を改めるか、年金教育の実施回数のように「国民からの信頼、安心」にフォーカスして定量的な指標設定可能な達成目標、ひいては施策目標を設定するか。いずれかの対応を検討すべき。</p> <p>(①～③について) ⇒「公的年金制度等の改善」については、委員からの指摘を念頭に置いた上で次年度以降の対応を検討する。</p>

評価結果と今後の方向性	<p>目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】</p>
	<p>(判定結果) A【目標達成】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1、指標2、指標4～6、指標10については、全て目標を達成している。 指標7については、ねんきんネットの利用者は着実に増加しており、目標を達成している。 指標8については、未統合記録の解明は毎年度着実に進展しており、目標を達成している。 指標9については、入札等の結果、目標をわずかに達成できていない結果であるものの、平成29年以降、効率的な運用(調達)方法に変更したことにより平成30年度及び令和元年度においては目標を達成している。 以上より、1指標の達成状況が「△」であるが、その他9指標の達成状況は「○」であることから、判定結果はA【目標達成】に区分されるものとした。
	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1:公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年年金改革法(指標1)は、将来世代の給付水準を確保し若い世代の年金制度への信頼が高めることで、公的年金制度の持続可能性を向上させるための見直しを行うものであり、令和2年年金改正法(指標2)は、令和元年財政検証を踏まえ社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るための見直しを行うものである。 いずれについても、法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行ったことは、持続可能な公的年金制度を構築するための改善という目標に対して有効に機能していると評価できる。 <p>【達成目標2:公的年金制度の適切な事業運営を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4(国民年金の現年度納付率)については、年度計画に基づいた取組の結果、令和3年度の現年度納付率が73.9%へと平成23年度から10年連続で上昇しており、令和3年度の最終納付率(令和元年度分保険料)は78.0%へと平成24年度の最終納付率(平成22年度分保険料)から9年連続で上昇している。実績値が計画期間中の各年度において目標を上回って達成していることから、日本年金機構における国民年金の保険料収納対策は有効に機能していると評価できる。 指標5(厚生年金保険等の適用の状況)については、年度計画に基づいた取組の結果、実績値が計画期間中の各年度において目標を上回って達成していることから、日本年金機構における事業所への加入指導は有効に機能していると評価できる。 指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、事務処理体制の強化等を図るなど取組を継続することで、目標を達成しており、年金の迅速な支給決定が行われていると評価できる。 指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、20歳到達者へ、ユーザIDを即時に取得できるアクセスキーの通知を行うなどの取組により、利用者は着実に増加している。 指標8(未統合記録の解明件数)については、名寄せ特別便等の未回答者へのお知らせ再送付や、年金請求時に年金記録の確認を徹底したことなどにより、未統合記録の解明は毎年度着実に進展している。 指標9(保管文書1箱あたりの単価)については基準年度の平成28年度と比較した場合、現時点での人件費や輸送費等の事業者側のコストが上がっていると思われるため、入札等の結果、目標をわずかに下回る結果(94%)となっている。 指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)については、資格取得の届出省略を可能とする省令改正等により、市区町村からの情報提供に基づく20歳到達者の職権適用を実施し、令和元年10月以降、初回納付書送付までの日数を14日程度まで短縮が達成できていることから、有効に機能していると評価できる。 <p>施策の分析 (有効性の評価)</p>

<p>評価結果と 今後の方向性</p>	<p>施策の分析 (効率性の評価)</p>	<p>(効率性の評価)</p> <p>【達成目標1: 公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1(平成28年年金改革法の施行)及び指標2(令和2年年金改正法の施行)については、各法律の円滑な施行のためには多大な関係法令の改正を要するところ、施行日までの期間と必要な作業量を踏まえて毎年度目標値を設定・達成していることから、効率的な取り組みが行われていると評価できる。 <hr/> <p>【達成目標2: 公的年金制度の適切な事業運営を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4(国民年金の現年度納付率)については、年齢や所得、未納月数等未納者の属性に応じたきめ細やかな分析に基づく効果的かつ効率的な納付督促の実施、免除・猶予制度の利用促進を実施するとともに、20歳到達者を始めとした若年層の納付率向上に向けた各種取組や無年金・低年金防止の観点からの長期未納者に対する納付督促等を計画的に実施した。併せて年金事務所と市場化テスト受託事業者が連携して効率的に納付督促・免除勧奨を実施するなど、国民年金保険料納付率向上に向け効率的な取組が行われていると評価できる。 指標5(厚生年金保険等の適用の状況)については、緊急事態宣言等が発出されている地域において、従来の訪問・来所要請による加入指導を抑制し、文書・電話を中心とした加入指導を行った。適用対策に一定の制約はあったものの、国税源泉徴収義務者情報を活用した加入指導に加え、法人登記簿情報等を活用した加入指導もあわせて実施するなど、厚生年金保険等の適用促進対策について効率的な取組が行われていると評価できる。 指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)については、新型コロナウイルス感染症による影響がある中でも、迅速な支給決定ができるよう、人員のシフトによる事務処理体制の強化等の取組を実施するなど、サービススタンダードの達成に向け効率的な取組が行われていると評価できる。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、ねんきん定期便等の送付機会を活用してねんきんネットの利用勧奨を行うなど、効率的に事業が実施されている。 指標8(未統合記録の解明件数)については、ねんきん定期便等の送付機会を活用して年金記録確認の呼びかけを行うなど、効率的に事業が実施されている。 指標9(保管文書1箱あたりの単価)については、倉庫の賃貸借による文書保管が中心だった運用から、倉庫賃貸借と文書保管委託を行う場合の費用等との比較検討を行った上で調達を行う運用に変更しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)については、従来行っていた資格取得の届出勧奨が省略されたことにより、初回納付書送付までの期間が短縮されていることから、効率的な取り組みが行われていると評価できる。
	<p>施策の分析 (現状分析)</p>	<p>(現状分析)</p> <p>【達成目標1: 公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1(平成28年年金改革法の施行)については、令和3年度に平成28年年金改革法等の円滑な施行に向けた法令整備を行うという目標を達成した。 指標2(令和2年年金改正法の施行)については、令和3年度に令和2年改正法の施行のために必要となる法令整備を適切に行ったところであり、最後の施行が予定されている令和6年度に向けて、引き続き令和2年改正法の円滑な施行に向けた法令整備を進めていく。 <hr/> <p>【達成目標2: 公的年金制度の適切な事業運営を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4(国民年金の現年度納付率)、指標5(厚生年金保険等の適用の状況)、指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)、指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)については、令和3年度の実績は目標値を上回っており、引き続き取組を実施していく。 指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、令和3年7月にねんきんネットとマイナポータル連携が改善され、マイナポータル経由での利用者が増加していることもあり、令和3年度末時点の「ねんきんネット」ユーザID取得件数は約997万件と着実に増加している。引き続き「ねんきんネット」の利用拡大に向けた取組を進めていく。 指標8(未統合記録の解明件数)については、未統合記録の解明は着実に進展しており、令和3年度には約20万件の未統合記録が解明され、令和4年3月時点で解明された記録件数は約3,321万件となっている。引き続き未統合記録を解明するための取組を進めていく。 指標9(保管文書1箱あたりの単価)については、文書等保管事業について効率化を進めてきており、引き続き適切な運用を行っていく。

評価結果と 今後の方向性	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<p>【達成目標1: 公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1(平成28年年金改革法の施行)については、令和3年度に目標を達成したことから、測定指標から削除する方向で検討する。 指標2(令和2年年金改正法の施行)については、順調に年度ごとの目標を達成していることから、最後の施行が予定されている令和6年度に向けて引き続き令和2年改正法の施行のための法令整備を適切に行っていく。 <hr/> <p>【達成目標2: 公的年金制度の適切な事業運営を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4(国民年金の現年度納付率)について、未納者の年金受給権を確保するため、国民年金の納付率の向上に向けた機構全体及び年金事務所ごとに令和4年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。特に若年層を中心として納付に重点を置いた施策を実施し、納付月数の確保に注力するとともに、令和3年度までに新型コロナウイルス感染症の影響により臨時特例免除が承認された後に未納となった方に対する収納対策を確実に行うことにより納付率の向上を図る。 指標5(厚生年金保険等の適用の状況)について、国税源泉徴収義務者情報を活用した取組を進め、適用調査対象事業所は着実に減少してきたところであるが、未適用事業所の更なる解消に向けて、令和2年度からの4年間で集中的に取り組む方針に沿って、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、継続的に取り組む。 指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)について、「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、各サービススタンダードの達成率 90 % 以上を維持するよう取り組む。 指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、順調に推移しており、令和3年7月にねんきんネットとマイナポータル連携が改善されたことも踏まえ、マイナポータル経由でのねんきんネットの利用拡大に向けた取組を中心に実施していく。 指標8(未統合記録の解明件数)については、順調に推移していることから、今後も名寄せ特別便等の未回答者にお知らせを送付するなど、引き続き未統合記録の解明に向けた取組を実施していく。 指標9(保管文書1箱あたりの単価)については、文書等保管事業について効率化を進めてきているが、平成28年度の1箱あたり単価を基準とした現在の目標は、事業者側のコストが増加傾向となっている現状においては達成が困難となっていくことが予想される。現在の基準年度(平成28年度)の変更や、紙の電子データ化を進めることによる保管箱数の増加抑制など、目標の見直しを検討していく。 指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)について、目標を達成するためのスキームも構築され、今後も目標達成が見込まれることから新たな指標の設定について今後検討していく。

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構年度計画 URL: https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/nendokeikaku/index.html 業務実績報告書(案) URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/kanribukai-siryo62_00001.html 行政事業レビューシート(令和3年度レビューシート「890ねんきん定期便」) URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_xls_saisyuu/890.xlsx
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 岡部 史哉 年金課長 若林 健吾 数理課長 佐藤 裕亮 首席年金数理官 村田 祐美子 事業企画課長 田中 謙一 事業管理課長 樋口 俊宏	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----	--------	--	----------	--------